



高 畠 町 環 境 方 針

I 基本理念

私たちの住む高畠町は、豊かな自然と四季折々の多彩な風景を有する「まほろばの里」として、縄文草創の時代から人間性豊かな歴史や文化を育んできました。

第6次高畠町総合計画では、みんなでめざす町のすがたを、『ゆきかう「またね∞」あふれる「うふふ∞」』とし、今も未来も一人ひとりが「しあわせ」を感じられる持続可能なまちづくりの実現にむけて取り組むこととしています。

私たちは、自然の恵みを将来にわたって享受でき、安心して住み続けられる「まほろばの里」を未来につないでいくため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すとともに、先人の知恵と技術を生かし、命と暮らしを守る持続可能な活力あるまちづくりを進めます。

II 基本方針

高畠町は、基本理念のもと、自らの責任において高畠町独自の環境マネジメントシステムを構築し、人と自然が共生できる持続可能な「環境にやさしいまち」をめざします。

1 持続可能な地域社会の実現を目指し、環境影響に対し適切な活動を行います。

環境マネジメントシステムの運用をとおり、環境負荷の少ない持続可能な地域社会実現のため、環境影響に対し適切な活動を行います。

2 地球温暖化対策を強化するため、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

環境マネジメントシステムの運用をとおり、町の事務事業に関する温室効果ガス排出量を2030年度までに、2013年度比で51%以上削減します。

3 職員一人ひとりが、率先して環境負荷の低減及び環境保全行動を行います。

汚染の予防に努め、システムの継続的改善を行い、環境に配慮した施策を推進します。特に、次の項目については重点的に取り組みます。

- (1) 再生可能エネルギーの導入に取り組みます。
- (2) 省エネルギー設備の導入、省エネルギー活動に取り組みます。
- (3) 町民や事業者に対する、環境教育・環境学習活動を推進します。
- (4) 公共事業における環境負荷を低減します。
- (5) 「食生活」、「環境」、「地域農業」の相互連携により、町内で生産された安全でおいしい農産物を町内で消費する地産地消を推進します。

4 関連する環境法令及び同意する事項を順守します。

事務事業に関連する環境法令及び高畠町が同意するその他の同意事項を順守します。

令和4年6月1日

高畠町長

高梨忠博

